

# 第168回 大阪府内水面漁場管理委員会 次 第

1 日 時 令和5年2月21日（火）  
午後3時00分から

2 場 所 大阪府咲洲庁舎 23階  
内水面漁場管理委員会室

## 3 議 題

- (1) 大阪府内水面漁場管理委員会規程の一部改正について
- (2) 令和5年度あゆ増殖計画について
- (3) 内水面における漁場計画(案)に係る公聴会の開催について
- (4) その他

## 大阪府内水面漁場管理委員会規程の一部改正について

### 1.改正の内容

「大阪府内水面漁場管理委員会規程」において、漁業法改正に伴う条ずれ是正及び現行の内水面漁場管理委員会の実態に即した文言修正を行う。

- ・現行規程における漁業法の条項は、旧漁業法の条項のままであることから、令和2年12月に施行された改正漁業法の条項に是正。

⇒旧条文第1条・第7条

- ・他都道府県の内水面委員会規程や本府の他行政委員会の規程等を参考に、大阪府内水面漁場管理委員会の実態に即した内容で規定することとした。(委員会・会長の職務・議事録に係る規定等)

⇒新条文第2条・第3条・第4条・第8条・第10条

### 2.施行期日

改正規程は、令和5年3月1日から適用する。

大阪府内水面漁場管理委員会規定の一部を改正する規程を公布する。

令和五年〇月〇日

大阪府内水面漁場管理委員会

会長 辻野 耕實

**大阪府内水面漁場管理委員会規程第一号**

大阪府内水面漁場管理委員会規程の一部を改正する規程

大阪府内水面漁場管理委員会規程（昭和四十五年大阪府内水面漁場管理委員会規程第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規程は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）<u>第一百七十一条第三項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十五条並びに大阪府条例等の公布に関する条例（昭和二十七年大阪府条例第四号）</u>第四条の規定に基づき、大阪府内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）の運営、公告式等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委員会)</p> <p>第二条 委員会は、委員八名をもって組織する。</p> <p>2 委員会に、会長及び会長職務代理者を置く。</p> <p>3 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。</p> <p>4 会長及び会長職務代理者は、委員の互選によつて決定する。</p> <p>(会長の職務等)</p> <p>第三条 会長は会務を総理し、会を代表する。</p> <p>2 職務代理者は、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときその職務を行う。</p> <p>3 会長及び会長職務代理者の任期は四年とする。（ただし、委員在任中に限る。）</p> <p>(会長の専決事項)</p> <p>第四条 会長は、次の事項を専決することができる。</p> <p>一 委員会の委員の旅行命令に関すること</p> <p>二 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規程は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）<u>第一百三十条第三項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十六条並びに大阪府条例等の公布に関する条例（昭和二十七年大阪府条例第四号）</u>第四条の規定に基づき、大阪府内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）の運営、公告式等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(委員会)</p> <p>第二条 委員会は、委員八名をもって組織する。</p> <p>2 委員会に、会長及び会長職務代理者を置く。</p> <p>3 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。</p> <p>4 会長及び会長職務代理者は、委員の互選によつて決定する。</p> <p>(会長の職務等)</p> <p>第三条 会長は会務を総理し、会を代表する。</p> <p>2 職務代理者は、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときその職務を行う。</p> <p>3 会長及び会長職務代理者の任期は四年とする。（ただし、委員在任中に限る。）</p> <p>(会長の専決事項)</p> <p>第一条 委員会の会長（以下「会長」という。）は、次の事項を専決することができる。</p> <p>一 委員会の委員（以下「委員」という。）の旅行命令に関すること</p> <p>二 (略)</p>

(会議)

第五条―第七条 (略)

(議事録)

第八条 (略)

一 (略)

二 (略)

三 議事内容

2 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員二名がこれに署名するものとする。

(公告式)

第九条 漁業法第二百二十条の規定による指示並びに同法第百条第七項、第百六十六条第十一項及び第百六十七条第四項各号の規定による裁定は、大阪府公報に登載して公示する。ただし、天災その他やむを得ない事情で大阪府公報に登載することができないときは、大阪府庁前掲示場に掲示してその登載にかえることができる。

第十条 前条の規定による公示をしようとするときは、知事の事務部局の例により手続きを行うものとする。

第十一条―第十三条 (略)

(会議)

第三条―第五条 (略)

(議事録)

第六条 (略)

一 (略)

二 (略)

三 議事事項

四 議決の結果

五 その他重要な事項

2 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員二名以上がこれに署名するものとする。

(公告式)

第七条 漁業法第六十七条の規定による指示並びに同法第四十五条第七項、第二百二十五条第十一項及び第二百二十六条第四項各号の規定による裁定は、大阪府公報に登載して公示する。ただし、天災その他やむを得ない事情で大阪府公報に登載することができないときは、大阪府庁前掲示場に掲示してその登載にかえることができる。

第八条 前条の規定による公示をしようとするときは、公示の旨の前文及び年月日を記入し、その末尾に会長が署名するものとする。

第九条―第十一条 (略)

## 附 則

この規程は、令和五年〇月〇日から施行する。

内水面委員会資料2

大阪府内水面漁場管理委員会

令和5年度 あゆ漁業権漁場の目標増殖量(案)

漁業権 免許番号	河川名	漁業権者名	漁業権魚種	令和2年度実績		令和3年度実績		令和4年度実績		令和5年度目標増殖量(案)
				重	量	重	量	重	量	重
内共 第101号	大路次川 山辺川	能勢町漁協	あゆ	目標	30 kg	目標	30 kg	目標	30 kg	目標 30 kg
				実績	69 kg	実績	100 kg	実績	80 kg	
内共 第102号	余野川	東能勢漁協	あゆ	目標	40 kg	目標	40 kg	目標	40 kg	目標 40 kg
				実績	0 kg	実績	0 kg	実績	0 kg	
		止々呂美漁協	あゆ	目標	60 kg	目標	60 kg	目標	60 kg	目標 60 kg
				実績	0 kg	実績	0 kg	実績	60 kg	
内共 第103号	安威川	安威川上流漁協	あゆ	目標	60 kg	目標	60 kg	目標	60 kg	目標 60 kg
				実績	0 kg	実績	15 kg	実績	46.8 kg	
内共 第104号	芥川	芥川漁協	あゆ	目標	130 kg	目標	130 kg	目標	130 kg	目標 130 kg
				実績	0 kg	実績	0 kg	実績	0 kg	
合 計				目標	320 kg	目標	320 kg	目標	320 kg	目標 320 kg
				実績	69 kg	実績	115 kg	実績	187 kg	

漁業権の更新のスケジュール(内水面)

内水面委員会資料3-1

令和5年2月現在

項 目 ○実施主体 関係法令	令和4年度											令和5年度						進捗
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
1. 事前調査(漁業権河川実態調査、基点調査等) ○水産課※調査は生物多様性センターへ委託	←	←									→							一部済
2. 利用状況調査(組合ヒアリング) ○水産課			←→															済
3. 漁場計画基本方針・漁場計画(素案)の策定 ○水産課 (漁業法第67条)			←			基本方針 策定				→	素案 作成							済
4. 切り替えに伴う要望書提出 ○水産課								←→										済
5. 漁場計画(素案)委員会協議 ○水産課						←→ スケジュール 等説明				←→								済
6. 関係機関協議(近畿地方整備局、都市整備部) ○水産課							←→ 事前調整											済
7. 利害関係人意見聴取・検討結果公表 ※パブリックコメントの方法に準じて実施 ○水産課 (漁業法第64条第1・2項)										←→								済
8. 漁場計画(案)の進捗説明・公聴会の開催について ○水産課 ○内水面漁場管理委員会											←→							
9. 漁場計画(案)作成 ○水産課 (漁業法第67条)											←→							
10. 公聴会及び委員会開催 漁場計画(案)諮問・審議・答申 ○内水面漁場管理委員会 (漁業法第64条第4項、第5項)												←→						
11. 漁場計画の作成、公示(大阪府公報) ○水産課 (漁業法第67条、第64条第6項)												←→						
12. 免許申請・行使規則・遊漁規則認可申請説明会、各申請 ○水産課 ○漁業協同組合 (漁業法第69条、第106条、第170条)													←→					
13. 免許申請・遊漁規則認可申請の、委員会へ諮問・審議 ○水産課 (漁業法第70条、第170条)														←→				
14. 委員会からの答申 ○内水面漁場管理委員会														←→				
15. 漁業権免許・行使規則認可・遊漁規則認可、免許公示 ○水産課 (漁業法第73条、第106条、第170条)																←→ 9/1 免許・認可 9月上旬 公示		

# 内水面漁場計画（案）

令和5年 月

大 阪 府

1 公示番号 内共第101号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	3月1日から9月30日まで
第5種共同漁業	ます類漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

豊能郡能勢町（大路次川及び山辺川）

(3) 漁場の区域

ア あゆ漁業

次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線から基点第3号と基点第4号を結ぶ線との間の  
大路次川本流及び大路次川と山辺川の合流点から基点第7号と基点第8号を結ぶ線ま  
での山辺川本流の区域。

イ ます類漁業

次の基点第3号と基点第4号を結ぶ線と基点第5号と基点第6号を結ぶ線との間の  
大路次川本流及び基点7号と基点8号を結ぶ線から下流の山辺川本流の区域。

基点第1号 大阪府と兵庫県境界（大路次川左岸）

基点第2号 大阪府と兵庫県境界（大路次川右岸）

基点第3号 豊能郡能勢町柏原にある明月橋東詰め南側（大路次川左岸）

基点第4号 豊能郡能勢町柏原にある明月橋西詰め南側（大路次川右岸）

基点第5号 大阪府と京都府境界（大路次川左岸）

基点第6号 大阪府と京都府境界（大路次川右岸）

基点第7号 豊能郡能勢町山辺にある砂原橋南詰め西側（山辺川左岸）

基点第8号 豊能郡能勢町山辺にある砂原橋北詰め西側（山辺川右岸）

3 関係地区

豊能郡能勢町

4 制限又は条件

(1) 毎年4月に別に定める様式により、前年度の漁場利用状況及び増殖実績を知事に報告しな  
ければならない。

(2) 国又は地方公共団体が施行する河川、砂防及び地すべり防止工事その他公益事業については  
漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。





1 公示番号 内共第102号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	3月1日から9月30日まで
第5種共同漁業	ます類漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

箕面市及び豊能郡豊能町（余野川）

(3) 漁場の区域

ア あゆ漁業

次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線と、基点第7号と基点第8号を結ぶ線との間の余野川本流の区域。

イ ます類漁業

次の基点第3号と基点第4号を結ぶ線と、基点第5号と基点第6号を結ぶ線との間の余野川本流の区域。

基点第1号 池田市と箕面市の境界（余野川左岸）

基点第2号 池田市と箕面市の境界（余野川右岸）

基点第3号 箕面市上止々呂美にある大向橋東詰め北側（余野川左岸）

基点第4号 箕面市上止々呂美にある大向橋西詰め北側（余野川右岸）

基点第5号 箕面市と豊能郡豊能町の境界（余野川左岸）

基点第6号 箕面市と豊能郡豊能町の境界（余野川右岸）

基点第7号 豊能郡豊能町余野にある眼鏡橋東詰め南側（余野川左岸）

基点第8号 豊能郡豊能町余野にある眼鏡橋西詰め南側（余野川右岸）

3 関係地区

箕面市下止々呂美及び上止々呂美並びに豊能郡豊能町

4 制限又は条件

(1) 毎年4月に別に定める様式により、前年度の漁場利用状況及び増殖実績を知事に報告しなければならない。

(2) 国又は地方公共団体が施行する河川、砂防及び地すべり防止工事その他公益事業については漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

5 免許予定日

令和5年9月1日

6 申請期間

未定

7 存続期間

令和5年9月1日から

令和10年8月31日まで



1 公示番号 内共第103号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	3月1日から9月30日まで
第5種共同漁業	ます類漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

茨木市（安威川及び下音羽川）

(3) 漁場の区域

ア あゆ漁業

次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線と、基点第5号と基点第6号を結ぶ線との間の安威川本流の区域。ただし、安威川ダムの建設に伴う恒久的な立ち入り制限区間については除く。

イ ます類漁業

次の基点第7号と基点第8号を結ぶ線から下流の下音羽川本流及び下音羽川と安威川の合流点から基点第3号と基点第4号を結ぶ線までの安威川本流の区域。

基点第1号 茨木市安威四丁目にある旧長ヶ橋東詰め北側（安威川左岸）

基点第2号 茨木市安威四丁目にある旧長ヶ橋西詰め北側（安威川右岸）

基点第3号 茨木市車作にある古田井せき東端北側（安威川左岸）

基点第4号 茨木市車作にある古田井せき西端北側（安威川右岸）

基点第5号 大阪府と京都府の境界（安威川左岸）

基点第6号 大阪府と京都府の境界（安威川右岸）

基点第7号 茨木市車作にある権内井せき天場の北側（下音羽川左岸）

基点第8号 茨木市車作にある権内井せき天場の南側（下音羽川右岸）

3 関係地区

茨木市桑原、大門寺、生保、大岩、車作、安元、下音羽、上音羽、銭原、長谷、忍頂寺及び清阪

4 制限又は条件

(1) 毎年4月に別に定める様式により、前年度の漁場利用状況及び増殖実績を知事に報告しなければならない。

(2) 国又は地方公共団体が施行する河川、砂防及び地すべり防止工事その他公益事業については

漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

5 免許予定日

令和5年9月1日

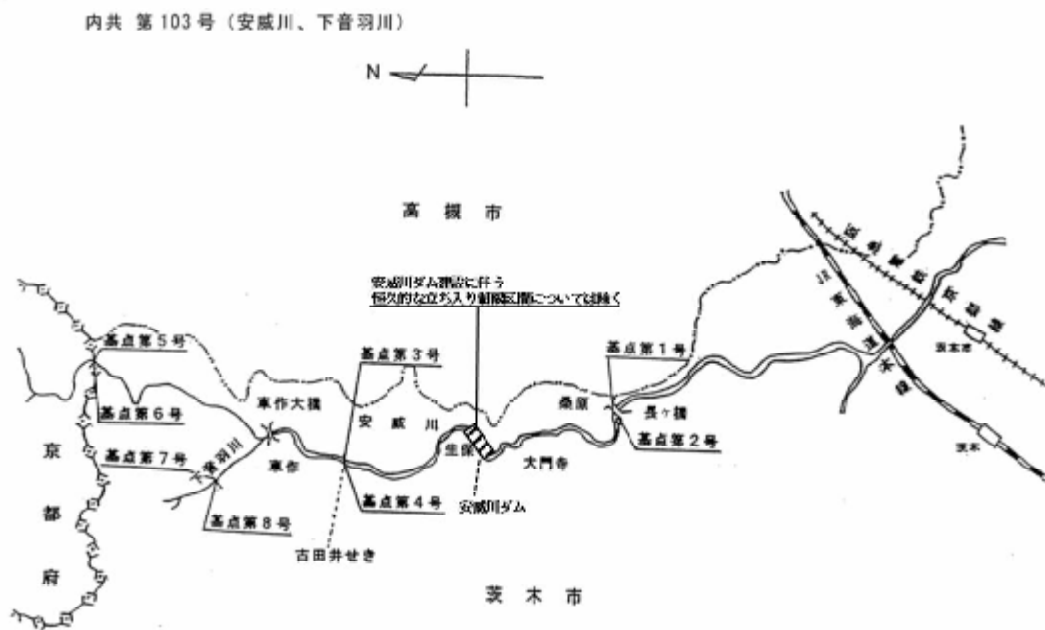
6 申請期間

未 定

7 存続期間

令和5年9月1日から

令和10年8月31日まで



1 公示番号 内共第104号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	3月1日から9月30日まで
第5種共同漁業	ます類漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

高槻市（芥川）

(3) 漁場の区域

ア あゆ漁業

次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線と、基点第5号と基点第6号を結ぶ線との間の芥川本流の区域。

イ ます類漁業

次の基点第3号と基点第4号を結ぶ線と、基点第5号と基点第6号を結ぶ線との間の芥川本流の区域。

基点第1号 高槻市塚脇一丁目にある浮岩井せき東端北側（芥川左岸）

基点第2号 高槻市塚脇五丁目にある浮岩井せき西端北側（芥川右岸）

基点第3号 高槻市原にある白滝下流井せき東端北側（芥川左岸）

基点第4号 高槻市原にある白滝下流井せき西端北側（芥川右岸）

基点第5号 高槻市出灰にある三国橋北詰め東側（芥川左岸）

基点第6号 高槻市出灰にある三国橋南詰め東側（芥川右岸）

3 関係地区

高槻市塚脇一丁目、塚脇二丁目、塚脇三丁目、塚脇四丁目、塚脇五丁目、西之川原一丁目、西之川原二丁目、大蔵司二丁目、宮之川原元町、宮之川原二丁目、宮之川原三丁目、宮之川原四丁目、宮之川原五丁目、浦堂本町、浦堂二丁目、浦堂三丁目及び原

4 制限又は条件

(1) 毎年4月に別に定める様式により、前年度の漁場利用状況及び増殖実績を知事に報告しなければならない。

(2) 国又は地方公共団体が施行する河川、砂防及び地すべり防止工事その他公益事業については漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

5 免許予定日

令和5年9月1日

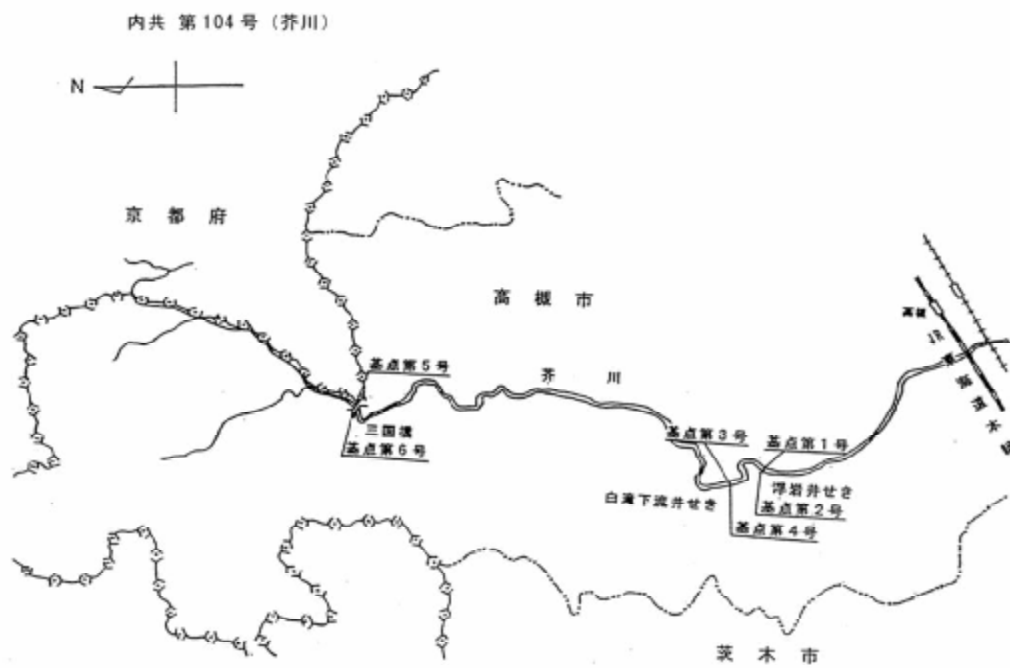
6 申請期間

未 定

7 存続期間

令和5年9月1日から

令和10年8月31日まで



1 公示番号 内共第105号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第5種共同漁業	ます類漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置

三島郡島本町尺代（水無瀬川）

(3) 漁場の区域

ア ます類漁業

次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線と、基点第3号と基点第4号を結ぶ線との間の水無瀬川本流の区域。

基点第1号 三島郡島本町尺代にある落合井せき東端北側（水無瀬川左岸）

基点第2号 三島郡島本町尺代にある落合井せき西端北側（水無瀬川右岸）

基点第3号 高槻市と三島郡島本町の境界（水無瀬川左岸）

基点第4号 高槻市と三島郡島本町の境界（水無瀬川右岸）

3 関係地区

三島郡島本町尺代

4 制限又は条件

(1) 毎年4月に別に定める様式により、前年度の漁場利用状況及び増殖実績を知事に報告しなければならない。

(2) 国又は地方公共団体が施行する河川、砂防及び地すべり防止工事その他公益事業については漁業上支障があっても不当に拒むことはできない。

5 免許予定日

令和5年9月1日

6 申請期間

未定

7 存続期間

令和5年9月1日から

令和10年8月31日まで

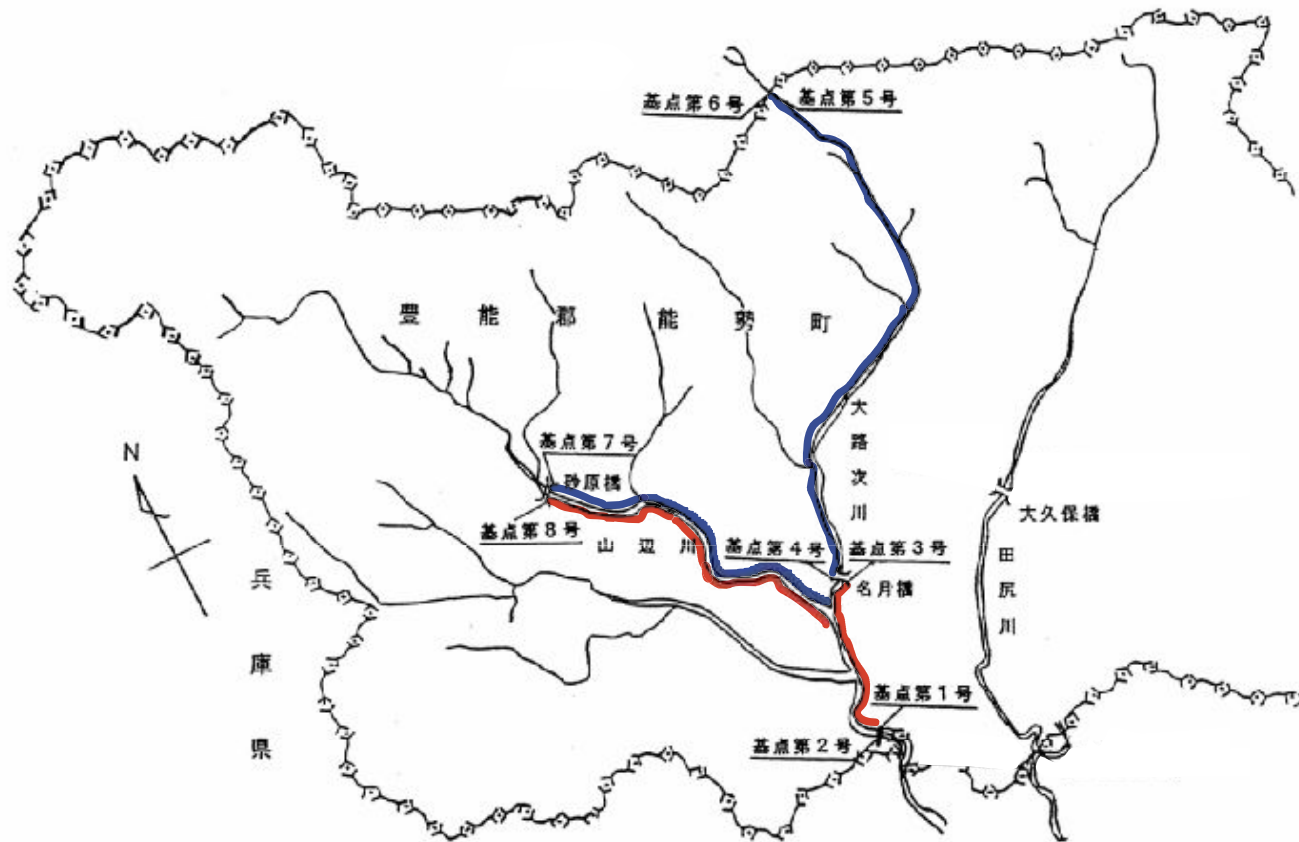


内共 第105号 (水無瀬川)



内共 第101号 (大路次川、山辺川)

京都府

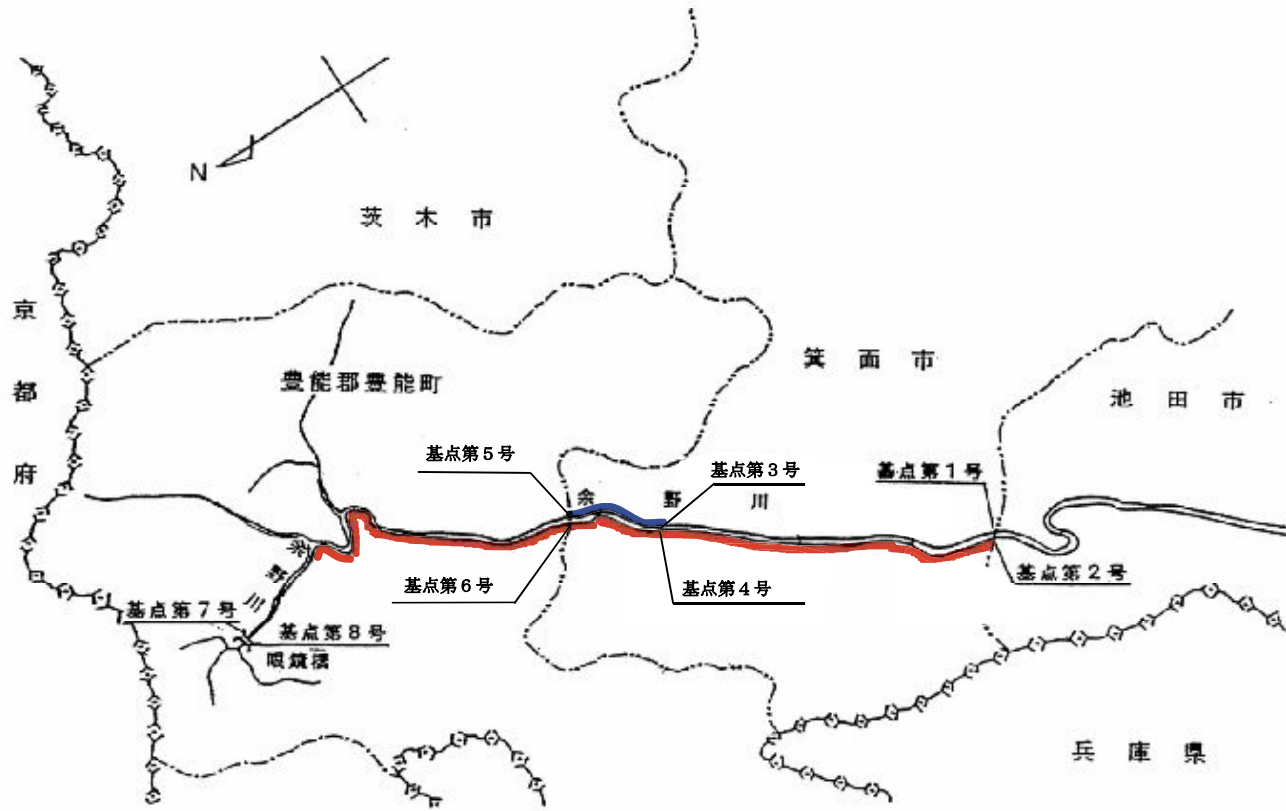


【凡例】

— あゆ

— ます類

内共 第102号 (余野川)



【凡例】

— あゆ

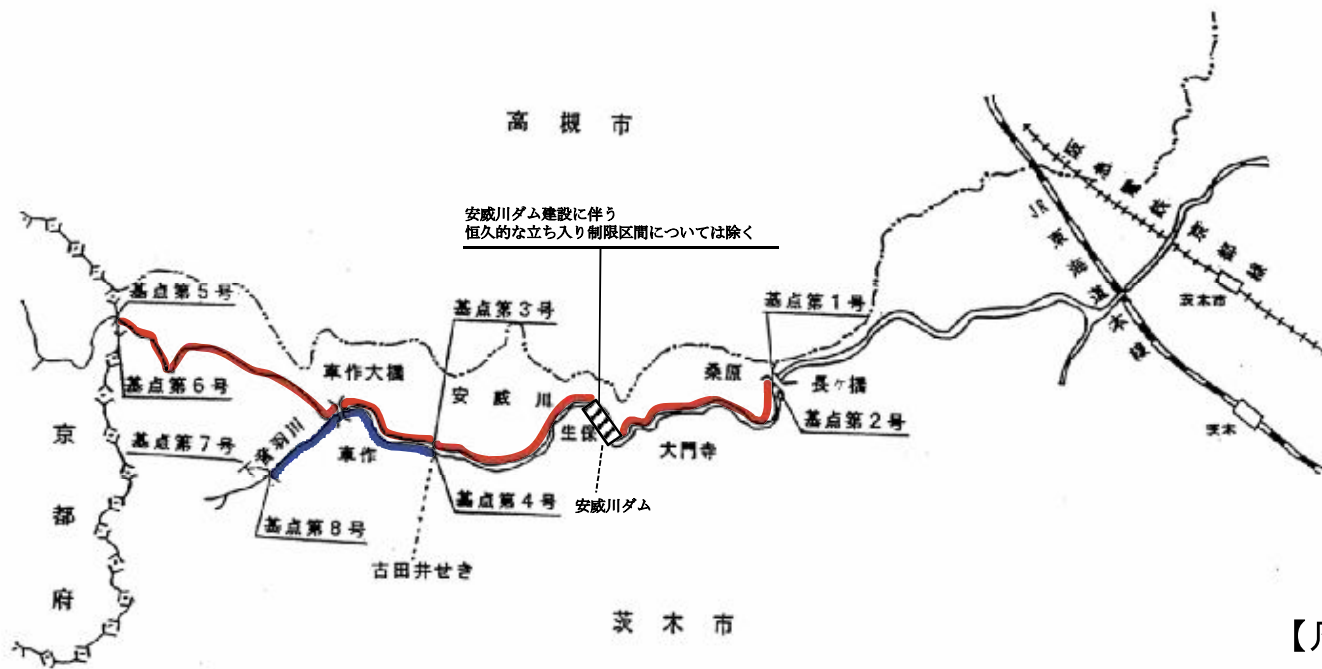
— ます類

内共 第103号（安威川、下音羽川）



高槻市

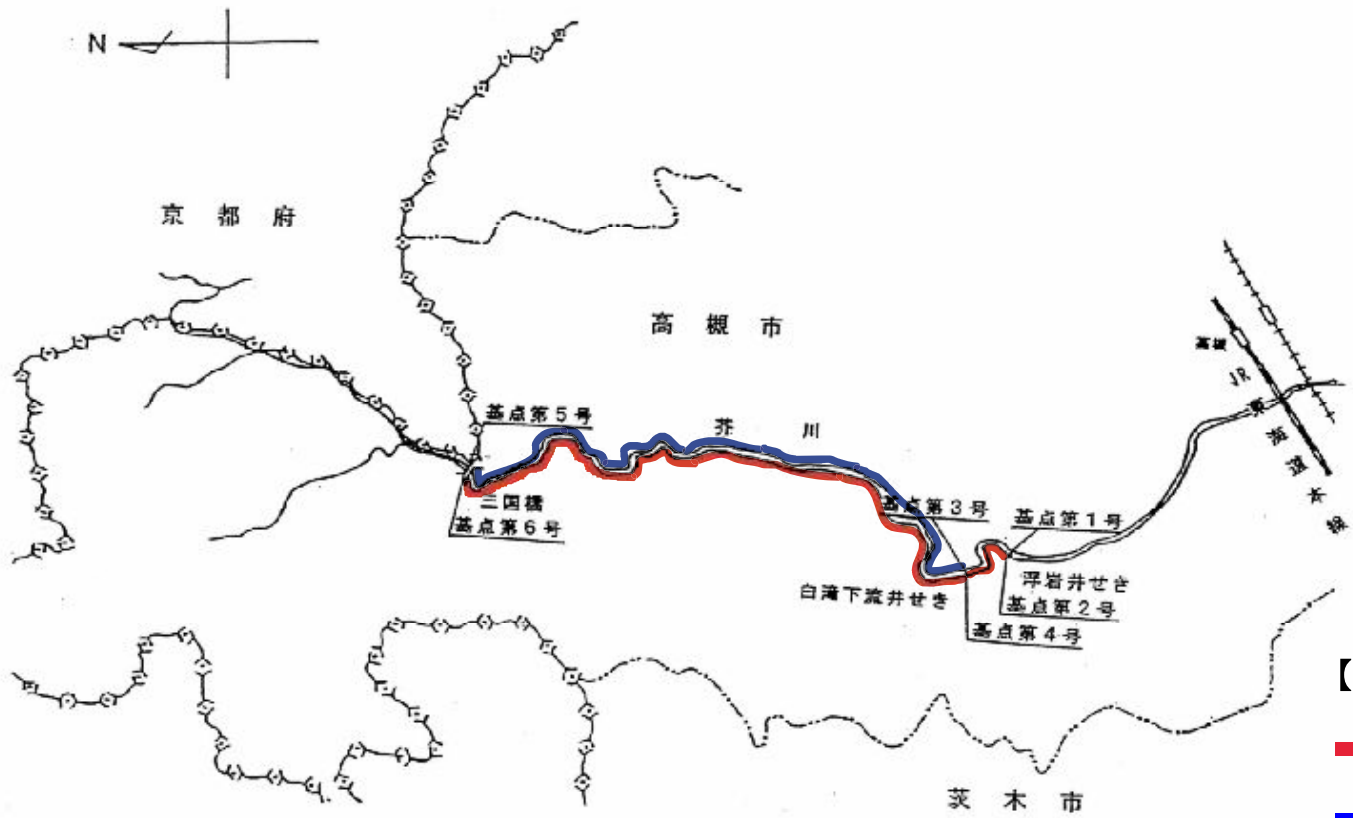
安威川ダム建設に伴う  
恒久的な立ち入り制限区間については除く



【凡例】

- あゆ
- ます類

内共 第104号 (芥川)



【凡例】

- あゆ
- ます類

内共 第105号 (水無瀬川)



【凡例】

■ ます類

大阪府内水面漁場管理委員会 公聴会の開催について（案）

日 時 令和5年3月17日（金） 15時00分から15時30分

場 所 大阪府庁咲洲庁舎 23階 内水面委員会室

内 容 「内水面における漁場計画（案）」について